



熊本県公報

第 1 2 1 0 0 号

平成 24 年 4 月 3 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○事務委託の終了	(団体支援課)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	5
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	5
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課)	5
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃)	5
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃)	6
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高齢者支援課)	6
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地変更	(障がい者支援課)	6
○特定計量定期検査の実施	(産業支援課)	6
○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更	(労働雇用課)	7
○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更	(〃)	7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	8
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	32
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	42
○保安林の指定に関する予定	(〃)	42
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	42
○公有水面埋立しゅん功認可(八代港)	(港湾課)	45
○道路の供用開始	(道路保全課)	46
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	46
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	47
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	47
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	47
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	47
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	47
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	47
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	47
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	47
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	48
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	48
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	48
○道路の位置の指定	(建築課)	48
○道路の位置の指定	(〃)	49
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不分明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課)	49
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不分明者に係る当該通知の掲示	(〃)	49
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課)	50
○地籍調査成果の認証	(農地整備課)	50
○平成 24 年度熊本県献血推進計画	(業務衛生課)	50
○土地改良事業(維持管理)計画変更の適否決定	(農村計画課)	51

- 基本測量の終了..... (監理課) 52
- 公共測量の終了..... (") 52
- 登 載 依 頼
- 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
..... (人事委員会総務課) 52

告 示

熊本県告示第517号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により昭和56年8月15日熊本県告示第729号で告示した次の者の沿岸漁業改善資金の収納に関する事務の委託は終了した。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地
日奈久漁業協同組合	八代市日奈久栄町地先

熊本県告示第518号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護事業所夕葉町 八代市夕葉町7番地3	医療法人明朋会	平成24年4月1日

熊本県告示第519号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護事業所夕葉町 八代市夕葉町7番地3	医療法人明朋会	平成24年4月1日

熊本県告示第520号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
木乃庭なかはら 熊本市中原町1280番地	株式会社庭一	平成24年4月1日

熊本県告示第521号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
茶話本舗デイサービス出水亭 熊本市出水七丁目56番10号	株式会社春智会	平成24年4月1日

熊本県告示第522号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・八代 八代市本町四丁目2番28号	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第523号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・八代 八代市本町四丁目2番28号	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第524号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・水俣 水俣市浜松町3番17号	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第525号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・水俣 水俣市浜松町3番17号	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第526号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・天草 天草市本渡町本渡2568番地4	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第527号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・天草 天草市本渡町本渡2568番地4	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第528号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・長嶺 熊本市長嶺東四丁目6番18号	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第529号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・長嶺 熊本市長嶺東四丁目6番18号	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第530号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・清水 熊本市清水岩倉三丁目19番5号	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第531号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・清水 熊本市清水岩倉三丁目19番5号	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第532号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・アクア 熊本市島町二丁目13番6号	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第533号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・アクア 熊本市島町二丁目13番6号	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第534号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県玉名市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県玉名地域振興局並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第535号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 風害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第536号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
 平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第537号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。
 平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定を辞退する日
本田医院 玉名市岱明町大野下795-2-1	本田 剛	平成24年4月1日

熊本県告示第538号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により次の保険医療機関等開設者から変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
 平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

保険医療機関等の名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
栄町薬局	医療機関の所在地	菊池市隈府77-5-5	菊池市隈府780-13	平成24年3月12日

熊本県告示第539号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により宇土市、宇城市及び下益城郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。
 平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
宇土市	平成24年5月9日	午前10時から 正午まで	宇土市役所 網田支所車庫	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅
宇土市	平成24年5月9日	午後1時半から 午後3時まで	網津公民館前広場	
宇土市	平成24年	午前10時から	宇土市役所 玄関	

	5月10日	午後3時半まで	前車庫	及びおもり
宇城市	平成24年 5月11日	午前10時から 午後3時まで	宇城市三角センタ ー	
宇城市	平成24年 5月14日	午前10時から 午後3時まで	宇城市三角センタ ー	
宇城市	平成24年 5月15日	午前10時から 午前11時半ま で	宇城市農業就業改 善センター（松合 ）	
宇城市	平成24年 5月15日	午後1時から午 後3時まで	宇城市役所 不知 火支所	
宇城市	平成24年 5月16日	午前10時から 午後3時まで	宇城市役所 小川 支所	
宇城市	平成24年 5月17日	午前10時から 正午まで	宇城市役所 小川 支所	
宇城市	平成24年 5月17日	午後1時半から 午後3時半まで	宇城市役所 豊野 支所	
宇城市	平成24年 5月18日	午前10時から 午後3時半まで	宇城市役所 本庁 （松橋）	
美里町	平成24年 5月21日	午前10時から 午後3時まで	美里町役場 砥用 庁舎	
美里町	平成24年 5月22日	午前10時から 午後3時まで	美里町役場 中央 庁舎	

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成24年5月9日から 平成24年5月30日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに定めるものにあつては、その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第540号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、次の者から障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があつたので、同法第27条第4項の規定より告示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 社会福祉法人慶信会
熊本障害者就業・生活支援センター
- 2 変更前の事務所の所在地 熊本県熊本市水道町8番6号 朝日生命熊本ビル3F
変更後の事務所の所在地 熊本県熊本市中央区大江5丁目15-7 八木ビル1-A
- 3 変更年月日 平成24年4月1日

熊本県告示第541号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、次の者から障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があつたので、同法第27条第4項の規定より告示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 社会福祉法人慶信会
熊本県南部障害者就業・生活支援センター 結
- 2 変更前の事務所の所在地 熊本県八代市田中西町15-15 ナイスビルB号室
変更後の事務所の所在地 熊本県八代市古閑中町3036
- 3 変更年月日 平成24年4月1日

熊本県告示第542号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 上天草市

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

道添谷-1（522-1-036-1）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上天草市松島町今泉

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

道添谷-2（522-1-036-2）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上天草市松島町今泉

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

西辺川右支川（522-1-037）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上天草市松島町今泉

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

西辺川（522-1-038）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上天草市松島町今泉

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

西辺川左支川（522-1-039）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上天草市松島町今泉

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
今泉第二谷（5 2 2 - 1 - 0 4 0）
 - イ 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
 - ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
今泉第三谷（5 2 2 - 1 - 0 4 1）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
岩崎川 - 1（5 2 2 - 1 - 0 4 2 - 1）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
岩崎川 - 2（5 2 2 - 1 - 0 4 2 - 2）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
里道川（5 2 2 - 2 - 0 0 6）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東釜谷（5 2 2 - 2 - 0 1 0）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西辺谷 (5 2 2 - 2 - 0 1 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
今泉第四谷 (5 2 2 - 2 - 0 1 5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
岩崎谷 (5 2 2 - 2 - 0 1 6)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
今泉第四谷 (5 2 2 - 2 - 0 1 7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
今泉第五谷 (5 2 2 - 2 - 0 1 8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東釜（2）（522-1-070）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東釜（3）-1（522-1-071-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東釜（3）-2（522-1-071-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東釜（4）-1（522-1-072-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東釜（4）-2（522-1-072-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
東釜 (6) - 1 (5 2 2 - 1 - 0 7 3 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
東釜 (6) - 2 (5 2 2 - 1 - 0 7 3 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
東釜 (6) - 3 (5 2 2 - 1 - 0 7 3 - 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
東釜 (6) - 4 (5 2 2 - 1 - 0 7 3 - 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
東釜 (5) - 1 (5 2 2 - 1 - 0 7 4 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- イ 東釜 (5) - 2 (5 2 2 - 1 - 0 7 4 - 2)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山口 (4) (5 2 2 - 1 - 0 8 0)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西辺 (1) (5 2 2 - 1 - 0 8 1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西辺 (4) - 1 (5 2 2 - 1 - 0 8 2 - 1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西辺 (4) - 2 (5 2 2 - 1 - 0 8 2 - 2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西辺 (4) - 3 (5 2 2 - 1 - 0 8 2 - 3)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
蔵江 (2) (5 2 2 - 1 - 0 8 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西釜 (1) - 1 (5 2 2 - 1 - 0 8 5 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西釜 (1) - 2 (5 2 2 - 1 - 0 8 5 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西釜 (6) - 1 (5 2 2 - 1 - 0 8 6 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西釜 (6) - 2 (5 2 2 - 1 - 0 8 6 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
合の丸南-1（522-2-047-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
合の丸南-2（522-2-047-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
合の丸南-3（522-2-047-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東釜中-1（522-2-072-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東釜中-2（522-2-072-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 東釜 (7) (522-2-073)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西辺 (2) (522-2-087)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西辺 (3) (522-2-088)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西辺 (5) - 1 (522-2-089-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西辺 (5) - 2 (522-2-089-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 蔵江 (1) (522-2-090)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 蔵江 (4) (522-2-091)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西釜上 (522-2-092)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西釜 (2) (522-2-093)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西釜 (3) - 1 (522-2-094-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西釜 (3) - 2 (522-2-094-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 上天草市松島町今泉
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西釜 (3) - 3 (5 2 2 - 2 - 0 9 4 - 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西釜 (4) (5 2 2 - 2 - 0 9 5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西釜 (5) (5 2 2 - 2 - 0 9 6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岩崎 - 1 (5 2 2 - 2 - 0 9 7 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岩崎 - 2 (5 2 2 - 2 - 0 9 7 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岩崎-3 (522-2-097-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 天草市
 - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平床-1 (207-1-001-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平床-2 (207-1-001-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平床-3 (207-1-001-3)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平床2-1 (207-1-002-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
平床2-2（207-1-002-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
平床3-1（207-1-003-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
平床3-2（207-1-003-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
平床3-3（207-1-003-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
二又-1（207-1-004-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
二又-2 (207-1-004-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
寺領-1 (207-1-005-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
寺領-2 (207-1-005-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
友尻-1 (207-1-053-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町食場
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
友尻-2 (207-1-053-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町食場
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- イ 本町公民館北-1 (207-2-012-1)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 天草市本町本
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 急傾斜地の崩壊
同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (16) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- イ 本町公民館北-2 (207-2-012-2)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 天草市本町本
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 急傾斜地の崩壊
同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (17) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- イ 本町公民館南-1 (207-2-013-1)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 天草市本町本
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 急傾斜地の崩壊
同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (18) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- イ 本町公民館南-2 (207-2-013-2)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 天草市本町本
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 急傾斜地の崩壊
同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (19) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- イ 福岡橋横 (207-2-014)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 天草市本町本
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 急傾斜地の崩壊
同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (20) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- イ 樋ノ口橋北西 (207-2-015)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 天草市本町本

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
田原(207-2-016)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
下平床公民館西1-1(207-2-017-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
下平床公民館西1-2(207-2-017-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
下平床公民館西2-1(207-2-018-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
下平床公民館西2-2(207-2-018-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下平床公民館西 3-1（207-2-019-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下平床公民館西 3-2（207-2-019-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下平床公民館西 3-3（207-2-019-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
平床上公民館北（207-2-020）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
平床上 1（207-2-021）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 平床上2-1 (207-2-022-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市本町本
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 平床上2-2 (207-2-022-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市本町本
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 板木 (207-2-023)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市本町本
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 鶴中央 (207-2-024)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市本町本
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 鶴奥 (207-2-025)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市本町本
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上鶴1 (207-2-026)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上鶴2 (207-2-027)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
洗切 (207-2-028)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鶴右岸 (207-2-029)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鶴下 (207-2-030)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
道目木湖北1-1 (207-2-086-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 天草市栢宇土町
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
道目木湖北 1-2 (207-2-086-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栢宇土町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
黒仁田奥 (207-2-090)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
八久保 1-1 (207-2-091-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
八久保 1-2 (207-2-091-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
八久保 2 (207-2-092)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
梶山 (207-2-093)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西宇土2 (207-2-145)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
亀場町南2-1 (207-2-152-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町亀川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
亀場町南2-2 (207-2-152-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町亀川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
亀場町南2-3 (207-2-152-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町亀川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
銚 (207-2-159)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鶴-1 (207-2-160-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鶴-2 (207-2-160-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鶴-3 (207-2-160-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
福岡 (207-3-014)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地

- (57) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 福岡上 (207-3-015)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 下平床西-1 (207-3-016-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 下平床西-2 (207-3-016-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 下平床中 (207-3-017)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 福岡西-1 (207-3-018-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 福岡西-2 (207-3-018-2)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下鶴1-1 (207-3-019-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下鶴1-2 (207-3-019-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下鶴1-3 (207-3-019-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下鶴2 (207-3-020)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鶴北 (207-3-021)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (68) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鶴中央東（207-3-022）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (69) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鶴中央西（207-3-023）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (70) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上鶴4（207-3-024）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第543号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 天草市

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

中山口（207-1-021）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市本渡町本渡

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地

- 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上川原 1 (207-1-022)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
友尻 (207-1-033)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町食場
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
宇土 (207-1-041)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町食場
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
食場-1 (207-1-042-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町食場
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
食場-2 (207-1-042-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町食場
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平首 1 (207-2-015)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平首 2 (207-2-016)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
半河内東 (207-2-017)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
黒仁田東 (207-2-018)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
黒仁田西 (207-2-019)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
黒仁田 (207-2-020)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中野（207-2-021）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
上川原 2-1（207-2-026-1）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
ウ 土砂災害警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上川原 2-2（207-2-026-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上川原 2-3（207-2-026-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宇土 2（207-2-037）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町食場
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
宇土 3-1 (207-2-038-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町食場
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
宇土 3-2 (207-2-038-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町食場
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
宇土 4 (207-2-039)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町食場
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
春登 1 (207-2-040)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町食場
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
春登 2 (207-2-041)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町食場
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- イ 中山口上3 (207-1-033)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中山口-1 (207-1-034-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中山口-2 (207-1-034-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川原1-1 (207-1-035-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川原1-2 (207-1-035-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川原2-1 (207-1-036-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡・川原町

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川原2-2 (207-1-036-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
緑山-1 (207-1-037-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
緑山-2 (207-1-037-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大河内 (207-1-038)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
通山 (207-1-051)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町亀川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
通山橋北（207-1-052）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町亀川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中山口上 2（207-2-050）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上川原奥-1（207-2-051-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上川原奥-2（207-2-051-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
亀川橋北-1（207-2-084-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町亀川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 亀川橋北-2 (207-2-084-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市亀場町亀川
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 宇土川奥1 (207-2-127)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市亀場町食場
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 宇土川奥2 (207-2-128)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市亀場町食場
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 宇土川東1 (207-2-129)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市亀場町食場
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 宇土川東2 (207-2-130)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市亀場町食場
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宇土川東3（207-2-131）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町食場
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上川原東（207-2-147）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中山口上4（207-2-148）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宇土（207-2-162）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町食場
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中山口上4（207-3-004）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第544号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町豊富字肉伏1749番1、1753番、1756番、1750番1・1754番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字肉伏1749番1・1750番1・1753番・1754番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第545号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字石原1819番、1826番、字屋敷2100番、2096番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字石原1819番・1826番・字屋敷2096番・2100番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第546号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 熊本市
 - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
弓削3（201-1-051）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市龍田弓削一丁目
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- (2)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
弓削 4（201-1-052）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市龍田町弓削
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (3)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
龍田 2 丁目（201-1-080）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市龍田二丁目
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (4)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
新開（201-1-081）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市龍田二丁目
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (5)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上立田 1（201-1-082）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市龍田七丁目
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (6)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
前原・落水（201-1-083）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市龍田陳内四丁目
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）
- (7)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上立田 2（201-1-084）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 熊本市龍田七丁目
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小山町 1 (201-1-086)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市小山六丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小山町 2 (201-1-087)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市小山六丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
堤尻 (201-1-121)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市龍田陳内一丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
新南部 2 丁目 (201-1-124)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市新南部二丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土
木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
戸島町 (201-1-125)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市戸島本町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
戸島町1(201-1-191)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市戸島本町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
弓削(201-2-053)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市龍田町弓削
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
堂の前屋敷(201-2-064)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市龍田二丁目
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
戸島町2(201-2-071)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市戸島本町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第547号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県代表者 熊本県知事 蒲島郁夫
- 2 しゅん功認可年月日
平成24年3月27日

熊本県指令港第6号

3 埋立区域

(1) 位置

八代市港町306番地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち⑳の地点と㉑、⑩の地点を順次に結んだ線⑩の地点と⑱までの地点を順次結んだ線⑱の地点と⑲の地点を結ぶ平成14年の秋分の日満潮位(D.L.+3.95メートル)における公有水面と八代市港町306番の陸地との境界線⑲の地点と⑳の地点とを結ぶ昭和62年1月28日付港第392号で埋立承認された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+3.95メートルにより決定)により囲まれた区域

- ⑳の地点 鼠藏三等三角点(北緯32度28分57秒64、東経130度34分22秒10)から330度39分29秒、3784.94メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から27度40分14秒18.47メートルの地点
- ⑩の地点 ㉑の地点から117度40分14秒4.79メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から27度40分14秒1.50メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から117度40分14秒41.70メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から207度41分34秒1.50メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から117度40分14秒8.30メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から27度40分14秒1.50メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から117度40分14秒53.41メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から207度40分14秒0.42メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から117度40分14秒10.00メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から207度40分14秒20.15メートルの地点

(3) 面積

2,362.60平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 埋立ての免許年月日及び番号

平成16年1月7日

熊本県指令港第11号

6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村

八代市

熊本県告示第548号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年4月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	下益城郡美里町早楠字繁平 91番2地先から 同町早楠字山口 213番1地先まで	40.0	改築に伴う拡幅

2 供用を開始する期日 平成24年4月3日

熊本県告示第549号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ブロッサムはません 熊本市田迎四丁目9番16号	株式会社ヒューマンケア ブロッサムズ	平成24年4月1日

熊本県告示第550号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ブロッサムはません 熊本市田迎四丁目9番16号	株式会社ヒューマンケア ブロッサムズ	平成24年4月1日

熊本県告示第551号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス ライフ上熊本 熊本市花園一丁目4番2号	株式会社クボタライフ九 州	平成24年4月1日

熊本県告示第552号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス ライフ上熊本 熊本市花園一丁目4番2号	株式会社クボタライフ九 州	平成24年4月1日

熊本県告示第553号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所乙姫荘 阿蘇市乙姫1776番地	社会福祉法人角岳会	平成24年4月1日

熊本県告示第554号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンター 瑞 玉名郡長洲町大字宮野1292番 地10	合同会社福寿	平成24年4月1日

熊本県告示第555号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
沙羅 居宅介護支援事業所 熊本市戸島西2丁目6-97	合同会社沙羅	平成24年4月1日

熊本県告示第556号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所さくら 天草市御所浦町御所浦2936番地 地の9	有限会社倉本建設	平成24年4月1日

熊本県告示第557号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
グリーンコープケアプランセンター 宇城 宇城市松橋町松橋1195番地	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第558号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
グリーンコープケアプランセンター 水俣 水俣市汐見町一丁目4番3号-1	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第559号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 亀石別荘 熊本市池亀町18番地24号	株式会社亀石別荘	平成24年4月1日

公 告**熊本県公告第186号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本県玉名市築地1761番地
- 2 築造者の氏名 築地順一
- 3 道路の位置 玉名市築地字ナギノ1733番5の一部、同1761番3、同1763番4、同1763番5、同1769番4及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル

- 5 道路の延長 90.71メートル
- 6 指定年月日 平成24年3月1日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第50号

熊本県公告第187号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本県玉名市亀甲33番地3
- 2 築造者の氏名 株式会社磯村商事
- 3 道路の位置 玉名市築地字下河原1995番6及び同1997番4
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 35.00メートル
- 6 指定年月日 平成24年3月7日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第51号

熊本県公告第188号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を荒尾市役所に掲示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 所在の不明な者の氏名 田島進、宇佐邦夫、深浦隆二
- 2 通知の趣旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年3月13日付け熊本県告示第277号による。

熊本県公告第189号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を南関町役場に掲示する。

平成24年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 所在の不明な者の氏名
 - 片山宏、山本孝統、猿渡次七、猿渡政記、猿渡茂、伊藤キヨノ、徳永一、嶋崎フサコ、井上藤太郎、井上保幸、眞弓未郎、井上カオル、井上十三、井上實信、内山憲一、眞弓實雄、猿渡弘、猿渡義男、猿渡辰次郎、渡邊浩光、山本孝統、江川定、猿渡長土、兼崎悟、佐藤實一、松田知幸、江崎正雄、猿渡甚吉、猿渡薫、猿渡甚吉、猿渡峯一、原賀富雄、西川緑、正記、徳永徳栄門、江崎武雄、井上武雄、伊藤節子、内山恭子、猿渡上日本、興発株式会社、宮原幸男、伊津野権八、井上サジュ、井上ヤエ、井上三作、井上嘉勝平、井上喜太郎、井上源四郎、井上五一郎、井上伴作、井上卯三郎、猿渡栄七、猿渡喜八、猿渡幾平、猿渡吉次郎、猿渡慶八、猿渡源三郎、猿渡佐三次、猿渡次七、猿渡甚吉、猿渡辰次、猿渡伴七、猿渡富次郎、猿渡平四郎、猿渡芳太郎、猿渡友次、猿渡理作、猿渡壽平、猿渡兼崎才七、原永エモ、江崎儀三、江崎権平、江崎専七、江崎藤四郎、江崎弥平、江崎孫四郎、江崎藤四郎、江崎文八、江崎儀三、江崎熊平、江崎久七、国崎寅次郎、佐藤昌次郎、佐藤尉作、佐藤吉次郎、佐藤熊八、佐藤敬四郎、佐藤庄八、佐藤昌次郎、佐藤藤四郎、佐藤藤次郎、佐藤富次郎、佐藤壽平、山本力ヨ、山本幾四郎、山本儀八、山本慶四郎、山本両七、山本實平、山崎繁太郎、松永弥久太郎、松川又七、松田作太、松田米松、松田末松、松本伊四郎、松本伊八郎、松本千代次郎、松本鉄太郎、松本久太郎、松本鐵太郎、正川亥熊、正川亥継、正川幸四郎、正川國太郎、西川徳太郎、雪野源三郎、雪野津藏、村上ヤエ、竹下才太郎、田山栄次、渡邊八、雪邊正、内山栄松、内山幸作、エ山才八、内山順平、堀スエ、堀為藏、國川松太郎、國崎健七、國崎清四郎、國崎健七、國崎孫四郎、國崎寅次郎、國崎繁太郎、國崎繁郎、國崎文七、國崎弥四郎

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年3月6日付け熊本県告示第235号による。

熊本県公告第190号

山鹿市に事務所を置く鹿北土地改良区理事長西傘田 長から平成24年3月14日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年3月26日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第191号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により熊本市他4市町村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。
平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
熊本市	平成17年度から平成22年度まで	戸島一丁目・戸島二丁目・戸島三丁目・戸島西四丁目・戸島西五丁目の各一部	地籍図及び地積簿	平成24年3月26日
山鹿市	平成21年度から平成23年度まで	菊鹿町矢谷及び相良の各一部		
下益城郡美里町	平成20年度から平成21年度まで	三加の一部		
下益城郡美里町	平成21年度から平成22年度まで	三加の一部		
阿蘇郡西原村	平成22年度から平成23年度まで	大字河原の一部		
上天草市	平成22年度から平成23年度まで	大矢野町湯島の全部		

熊本県公告第192号

平成24年度熊本県献血推進計画を次のとおり定める。
平成24年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 目的

この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）及び第5次熊本県保健医療計画に基づき、平成24年度に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、献血の推進に関する計画を定めるものである。

2 計画の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

3 平成24年度に献血により確保すべき血液の目標量及び献血者数

血漿分画製剤の安定供給を確保するため、厚生労働省から熊本県が確保すべきとして設定された原料血漿確保目標量（13, 123リットル）と、熊本県で今年度必要と見込まれる輸血用血液量とを勘案し、確保すべき血液の目標量及び献血者数を次のとおり設定する。

献血の種類	血液量（L）	献血者数（人）
200mL献血	244	1, 220
400mL献血	23, 888	59, 720
成分	血小板成分献血	4, 792
		11, 980

献 血	血漿成分献血	2, 574	5, 720
総 数		31, 498	78, 640

- 4 血液の目標量を確保するために必要な措置
 必要な血液量及び献血者を確保するため、次の取組を行う。
- (1) 献血に関する普及啓発活動の実施
 県及び市町村は、採血事業者等の協力を得て、夏季及び冬季における血液不足傾向を解消するため、キャンペーン等を展開する。
 また、400mL献血及び成分献血の必要性についての理解を求めるとともに、若年層献血のより一層の推進を図る。
- ア キャンペーン等の実施
 (ア) 愛の血液助け合い運動 (7, 8月)
 (イ) 学生献血クリスマスキャンペーン (12月)
 (ウ) はたちの献血キャンペーン (1, 2月)
 (エ) 献血会場に普及啓発員を配置し、献血協力を呼びかける。
- イ 移動献血ギャラリーの開催 (県内6か所程度)
 ウ パンフレット・啓発資材の作成配布
 エ 各種キャンペーンでの啓発用資材やパンフレット等を作成し、活用する。
- エ 広報活動
 (ア) テレビ、ラジオ、ホームページ等での広報
 (イ) 若者向け情報誌、市町村広報誌等での広報
- (2) 若年層等の献血者確保対策
 ア 小・中学生：将来に亘って安定的に血液製剤を供給できる体制の構築を目指し、出前講座を活用して、献血の重要性和献血思想の普及を図る。
 イ 高校生：県内の公立又は私立の高等学校等と連携体制を整備し、高校生を対象として国が作成した教材を使用し、献血についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、献血の意義、仕組みを説明する「献血セミナー」及び体験学習を実施する。
 ウ 大学生：学生献血推進リーダーの研修会等において、同世代に対する献血の効果的な呼びかけ方法の提案や活動発表等を通して、啓発活動を推進するとともに、学生相互の交流を深める。
- (3) 献血推進組織の育成
 ア 市町村献血推進協議会との連携
 イ 市町村担当者及び献血推進リーダーの研修会開催
 ウ 熊本県学生献血推進協議会の活動支援等
- (4) 献血受付時の次回協力者確保
 献血受付時に次回献血への承諾をいただき、季節的又は血液型別の血液不足時に、個別に協力を依頼する。
- 5 血液不足等緊急事態における献血の確保
 輸血用血液製剤の在庫状況に応じた対応を定めた「血液不足等緊急事態における危機管理対応要項」に基づき、市町村、血液センター及び関係機関と連携を図りながら必要に応じて、注意報の発令、緊急献血等の各種対策を実施する。
- 6 災害時における献血の確保
 地震等の大規模な災害発生時に必要な血液を供給するために、熊本県災害対策本部、市町村、血液センター及び関係機関が連携を密にして必要な措置を講じる。
- (1) 日本赤十字社九州血液センター(久留米市)の一元管理による速やかな血液の供給
 (2) 熊本県災害対策本部による血液搬送手段の確保と訓練
 (3) 放送要請に関する協定に基づく献血協力依頼の放送実施、市町村の協力による臨時献血実施等による献血者確保(県とNHKとで協定)

熊本県公告第193号

玉名郡和水町に事務所を置く和水町土地改良区理事長福原宗茂から認可の申請があった土地改良事業(維持管理)計画の変更については、平成24年3月27日付けで適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
 利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
 平成24年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
 変更後の土地改良事業(維持管理)計画書の写し
 変更後の和水町土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
 平成24年4月4日から平成24年5月2日まで
- 縦覧場所
 和水町役場

和水町土地改良区事務所

熊本県公告第 1 9 4 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 1 4 条第 2 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 4 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（基準点測量）	平成 2 3 年 7 月 4 日から 平成 2 4 年 3 月 5 日まで	熊本市、八代市、山鹿市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡南小国町、上益城郡益城町及び球磨郡五木村

熊本県公告第 1 9 5 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、嘉島町長から次のとおり公共測量の実施を終った旨の通知があったので、同法第 1 4 条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成 2 4 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（地形測量）	平成 2 3 年 5 月 1 9 日から 平成 2 4 年 3 月 1 6 日まで	嘉島町全域

登載依頼

熊本県人事委員会訓令第 2 号

事務局

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 4 年 4 月 3 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和 5 8 年熊本県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 の 9 労働基準監督機関の職権行使に関する事務の項事務局長の専決事項の欄第 1 号中「（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）」を削る。

附 則

この訓令は、平成 2 4 年 4 月 3 日から施行する。